

J A M 政策NEWS

2003年4月15日 第2003-27号

【発行】J A M

【発行責任者】大山勝也

【編集】社会政策局

03-3451-2586

E-MAIL : syakai@jam-union.or.jp

改正雇用保険法案・衆議院通過

本日9時より、衆議院厚生労働委員会が開催されました。

民主党をはじめとする野党の確認質疑の後、与党、野党各党による法案に対する討論を行い、無修正のまま「雇用保険法等の一部を改正する法律案」を賛成多数で可決しました。

また午後1時より、衆議院本会議を開催し、衆院・厚生労働委員会に続き、賛成多数で衆議院を通過しました。来週より審議の舞台は参議院に移ります。

なお、衆議院では下記のとおり附帯決議が可決されました。

< 雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議 >

政府は、次の事項について適切な措置を講ずるよう努めるべきである。

1. 今後とも、セーフティーネットとしての雇用保険の健全運営の確保に万全を期するとともに、雇用失業情勢に対応し、雇用対策の効果的な実施に努めること。
2. 雇用保険三事業の各種給付金等について、政策評価を適切に行い、今後とも必要な見直しを行うよう努めるとともに、中小企業の利用に配慮しつつ、不正受給の防止に万全を期すこと。
3. 高齢者の65歳までの継続雇用を実現するため、法改正を含め高齢者雇用対策の抜本的な見直しを行うこと。
4. パートタイム労働者が意欲をもってその有する能力を十分発揮できるようにするため、パートタイム労働者対策の進展状況、雇用システムの変化等の動きを見つつ、法的整備を含む検討を行うこと。
5. 労働移動の増加等に対応する観点から、失業時の中途払い出しを可能とする等、勤労者の住宅費、教育費等の負担の軽減に資するための勤労者財産形成制度の見直しの検討に努めること。
6. 35歳以上60歳未満の雇用保険受給者であって、雇用保険の加入期間が3年以上の倒産、解雇等による離職者について、一定期間、受講手当の拡充を図ること。
7. 雇用保険制度の将来的なあり方の検討については、拙速をさけ、十分な時間をかけて行うこととするが、その検討の着手は早急に行うこと。その検討においては、基本手当、高年齢雇用継続給付の給付水準に十分留意すること。